

東部地区学力向上総合プロジェクト本部会議設置要綱

(設置)

第1条 東部地区の児童生徒の学力向上に資するため、東部地区学力向上総合プロジェクト本部会議（以下「本部会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、児童生徒の学力向上に資するための「東部地区学力向上総合プロジェクト」を企画・立案する。

(構成)

第3条 本部会議は、別表に定める委員により構成する。

- 2 本部会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 本部会議は、会長の申し出により東部教育事務所長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会議は、年2回開催する。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 本部会議に、会議運営等に当たる事務局を置く。

- 2 事務局は、東部教育事務所の職員をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

番号	役 職 名
1	北埼玉地区教育委員会連合会会長
2	埼玉葛地区教育委員会連合会会長
3	東部地区教育長協議会会長
4	東部地区教育長協議会副会長
5	北埼玉地区小学校長会会長
6	埼玉葛小学校長会会長
7	北埼玉地区中学校長会会長
8	埼玉葛中学校長会会長
9	北埼玉地区PTA連絡協議会会長
10	埼玉葛地区PTA連絡協議会会長